四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第47号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例(平成9年四日市市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入居の手続等)	(入居の手続等)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 前項第1号の規定にかかわらず、入	
居決定者において連帯保証人を確保す	
ることが困難であると市長が認めた場	
合は、賃貸住宅の賃借人の委託を受け	
て当該賃借人の家賃の支払に係る債務	
を保証することを業として行う者であ	
って市長が適当と認める者による当該	
入居決定者の家賃その他の市営住宅の	
入居に係る債務の保証に関する委託契	
約の締結をもって、連帯保証人による	
連署に代えることができる。	
3 市長は、入居決定者が第1項に規定	<u>2</u> 市長は、入居決定者が <u>前項</u> に規定す
する日までに <u>前2項</u> の手続を行わない	る日までに <u>同項</u> の手続を行わないとき
ときは、当該決定を取り消すことがで	は、当該決定を取り消すことができ
きる。	る。

附則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)